

1 県税の特別措置に係る課税免除等の状況

(1) 県税の特別措置の概要

(ア) 対象税目と特別措置の内容

- 事業税 …… 一適用設備につき3年度について課税免除又は不均一課税
 不動産取得税 …… 一適用設備である家屋とその敷地である土地の取得について課税免除又は不均一課税
 固定資産税 …… 一適用設備となる償却資産につき3年度について課税免除又は不均一課税

(イ) 根拠条例及び根拠法律

- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(地域再生条例)
 …… 地域再生法
 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例(企業立地条例)
 …… 企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地法)
 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(過疎条例)
 …… 過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)

(ウ) 特別措置の内容

対象税目	地域再生条例	企業立地条例	過疎条例
事業税	不均一課税	(対象外)	課税免除
不動産取得税	不均一課税	課税免除	課税免除
固定資産税	不均一課税	課税免除	課税免除

(エ) 特別措置の実績

平成26年度

(単位:千円)

種別		事業税	不動産取得税	固定資産税	計
企業立地条例	課税免除		35,804		35,804
	減収補填		26,853		26,853
過疎条例	課税免除	21,968	22,272		44,240
	減収補填	16,478	16,704		33,182
計	免除額等	21,968	58,076		80,044
	減収補填	16,478	43,557		60,035

減収補填の額は、平成26年度基準財政収入額から控除する額として総務省へ報告した値である。

(2) 課税免除・不均一課税の対象地区及び対象期間

平成27年12月末現在

適用条例	課税免除・不均一課税の対象地区	対象期間
地域再生条例	県下全域	H27.11.27～H30.3.31 地域再生条例第2～4条
企業立地条例	県下全域	H25.4.1から5年以内 企業立地条例第2条
過疎条例	山梨市(旧牧丘町区域・旧三富村区域) 笛吹市(旧芦川村区域) 鯉沢町 早川町 身延町 南部町 南アルプス市(旧芦安村区域) 北杜市(旧須玉町区域・旧白州町区域・旧武川村区域) 道志村 小菅村 丹波山村 甲州市(旧大和村区域) 富士河口湖町(旧上九一色 村区域) 甲府市(旧上九一色村区域) 市川三郷町 6市6町3村	H12.4.1～H29.3.31 過疎条例第2条

地域再生条例については、平成28年3月末現在である。